日本の金融改革

森 井 昭 顕

I. は し が き

今回の金融大改革は、1996年(平成8年)11月に橋本龍太郎首相が掲げた自由 (Free)、公正 (Fair)、国際化 (Global) によって端を発したのである。その骨子は、市場原理にもとづく自由な市場、手数料の自由化、銀行および証券や保険の相互参入、取扱業務の拡大、資産運用規制の見直し、為替取引の自由化であり、透明で公正な市場、ディスクロージャーの充実、ルール違反への処分強化、そしてこれら自由で公正な市場を形成するためには、国際的で先端的な市場を育成し、法制度および会計制度を国際的な標準に整備していくことが必要である。いわゆるアハァクトスタンダードしていかねばならないことが要請されているのである。このようなコンテンツをもったものが、日本版ビッグバンと言われている。

Ⅱ. 日本版ビッグバン

ビッグバン (Big bang) とは、もともと宇宙大爆発生成論 (Big bang theory) つまり宇宙は一かたまりの物質の大爆発によって生じたとする理論による宇宙物理学の用語である。それになぞらえて、日本版ビッグバンは、様々な規制によって収縛された金融を取り巻く諸々の保護や規制を一気に取り除き、金融分野全般を完全な自由の形に推進していくことを意味

⁽¹⁾ 日本経済新聞社編: Q&Aビッグバン,日本経済新聞社,1997年,pp.12~15を参照。

しているのである。すなわち、銀行、証券および保険会社などの金融機関に関する規制を緩和するのみでなく、資本の完全自由化、つまり、個人や企業あるいはオーバーボーダーによる自由移動が可能であるように、外国為替管理法および会計制度の国際的標準化にあわせ徹底的に改正し、厳しい自由競争時代に突入することを意味しているのである。日本版ビッグバンは金融市場を活性化させると同時に、個人および企業が自由に資金調達を行い、資産運用を有利に実現できることを目的としているのである。その反面、すべて自己の責任のもとで行動せねばならない厳しい側面もかぶせられていることも忘れてはならない。

それではなぜ爆発という手荒な手段をとらねばならなかったのか。それ は行政当局も金融機関も、いわゆる護送船団方式から抜け出せたかったこ とが、東京市場が海外から見放され、外資が海外へ拠点を移す結果を生じ たのである。バブル (Bubble) 崩壊後,金融機関は不良債権の処理に忙殺 され、前向きの改革に取り組んでこなかったからである。その結果、欧米 市場に遅れをとったばかりでなく、アジアの新興市場の激しい追撃を受け るはめに追い込まれていったのである。そこで、政府は日本型ビッグバン によって銀行、証券、保険会社の相互参入を促進し、株式売買手数料の自 由化や金融商品の設計を自由化することを決定したのである。それによっ て銀行,証券といった業態の枠組を越えて再編成が進み,持ち株会社の解 禁や外資系企業の参入が垣根を越えた再編が加速することは確実である。 体力のない金融機関は自然淘汰の波に襲わることも確実である。「それに **もかかわらず、改革を推進するのは金融機関が仮に血を流しても、ビッグ** バンが預金者や一般の企業などの利益につながると判断しているからであ る。例えば、海外では年利5%から10%の金融商品はざらにある。日本で は預金金利に年20%の課税がかかるが、英国に預金した場合には非課税で ある。という。資金は金利の低い所から高い所へシフトし、税金が高い所

⁽²⁾ 日本経済新聞社編:Q&Aビッグバン,日本経済新聞社,1997年,p.15 を参照。

から低い所へ移動するのが常軌道である。そうであるならば、ビッグバンによって資金は流動化する。最近、利率のよい外貨預金が増加していることも、経済的常識といえるであろう。確かに個人や企業にとって資産運用のメリットもあるが、反面リスクも高まることを認識せねばならない。従って、資産の運用できる移用者は金融商品に関する知識を持ち、すべての行為行動が自己責任に帰せられることを念頭に置かねばならない。同時に、あらゆる手段を利用して、あらゆる情報を利用者に向けてディスクローズを徹底させ、利用者に対するデモンストレイトする必要があり、マスメディアの発信者にもその義務があることを強調したい。

Ⅲ、日本版ビッグバン・スケジュール

さて日本版ビッグバンのスケジュール (Schedule) はどのように描かれているのだろうか。1997年6月には銀行の住宅ローン (Loan) など貸付債権の証券化商品の個人販売が解禁され、ストックオプション (Stock option) 制度も解禁された。ただし、1,000万円までは課税されないが、株売却の際に取引税が課されることになる。7月には個別株オプションの導入が認められ、東京証券取引所と大阪証券取引所がそれぞれ20銘柄を指定しオプション取引が開始された。同時に、未公開株の取り扱いも解禁になり、ベンチャー企業の資金調達が可能になった。10月には証券子会社の転換社債 (CB) の流通業務と信託子会社の貸付信託が解禁になった。11月には銀行の店舗を借りて投資信託会社が販売する、いわゆる投信窓販の間貸し方式が解禁になった。年内には証券総合口座の導入、地方銀行の一部信託(不動産など)業務への参入が自由化されることになっている。

1998年4月には、改正日銀法が施行され、同時に改正外為法も施行される。そして株式委託手数料を売買代金10億円から5,000万円超に下げて、自由に設定することができるようになる。また、連結ベースの重要事項を

⁽³⁾ 日本経済新聞社編: Q&Aビッグバン,日本経済新聞社,1997年,p.18 を参照。

ディスクロージャーせねばならなくなるし、金融持株会社の設立も解禁される。7月には金融監督庁が発足する。また損保料率も自由に設定することができるようになる。1998年内には証券業の登録制への以降、投資顧問など資産運用サービスの解禁、証券会社の保険販売の解禁、銀行本体の投資窓販の解禁、証券会社による会社型投信、私募投信の導入、銀行および証券会社の店頭でのデリバティブ (Derivative) も解禁される予定である。

1999年内には、普通銀行に普通社債の発行を解禁し、業態別子会社の業務範囲、すなわち銀行の証券子会社による現物株の発行、流通業務、証券会社の信託子会社による年金信託の取り扱いが完全に自由化されることになっている。また、株式委託手数料が完全自由化される。

2000年には保険会社,銀行,証券会社の子会社方式による参入が完了し、保険子会社か金融持株会社の傘下を経由しての保険販売が解禁になり、2001年以降は国内の生損保会社の第3分野への参入が完全に自由化される。また,銀行窓口での保険販売,つまり,住宅ローンを借りる人が家屋の火災に備えて加入する長期火災保険,ローンの返済を保証するための信用生命保険の販売が解禁されるというスケジュールになっている。このように銀行,証券会社,生損保会社の相互参入が,子会社を経由して自由に取り扱われることになり,また手数料なども自由に設定することができるようになる。けれども,現況の経済状態のトンネルから抜け出すためには,このようなスケジュールに密着するのではなく,早期に実施できるようにすることが必要ではなかろうか。確かに大きな痛を被むるけれども,回復もまた早いのではなかろうか。国際的経済波頭のなかに飛び込まねば,経済大国の看板が消滅してしまうかもしれない。国際社会の波にもまれてはじめて,日本の生きて行く将来の途があるのではなかろうか。

Ⅳ. 持ち株会社制

金融持ち株会社の設立は1998年3月に解禁されることになっている。銀行が傘下に置けるのは、信託会社、証券会社、リース会社、クレジット会

社など金融に関連した会社に限定されている。金融持ち株会社の設立には、銀行本体が子会社を設立して、現物出資の形で子会社に事業を譲渡し、自らは株式取得を通じて子会社を総括する、いわゆる抜け殻方式と、銀行の役員が新会社を設立して、その新会社が銀行や証券子会社などの株式を保有する仕組、つまり、新会社と株主との間で銀行本体の株式と新会社の株式を交換して、新会社がすべての株式を取得するという新会社方の2通りがある。けれども、銀行持ち株会社の特例法は、既存の銀行が持ち株会社を設立して、さらに持ち株会社が新銀行を設立し、新銀行が既存の銀行を吸収合併するという三角合併方式による設立をも認めている。既存の銀行の株主は保有株を新銀行の株式と交換し、新銀行の株式を持ち株会社に現物出資するという三角合併方式で銀行持ち株会社を設立する場合は、譲渡益課税と有価証券取引税、登録免許税を免除する措置が取られる。

銀行,証券,保険会社の相互参入によって子会社の業務範囲の規制も緩和されることになった。銀行の証券子会社は債券の発行,流通業務,投資信託の募集,販売業務,転換社債(CB)やワラント(新株引受権証券)など,株式関連商品の発行業務のほか,CB,ワラントの流通業務と株価指数先物,オプションの取り扱い,現物株式業務などができるのである。ただし,銀行持ち株会社が証券子会社を通じて社債や株式の引受け業務をする場合には,総収入の25%までならば97年10月の銀行および証券の業態別子会社解禁で可能になった。

証券会社の信託銀行子会社も、これまでの不動産信託など金銭以外の信託と投信の受託業務のほか、貸付信託、特定金銭信託、また年金信託業務などができるようになり、保険業務への参入も実施の方向であるという。また、保険会社による銀行、信託、証券業務への参入も早まる公算が大であるということである。1994年には銀行の証券子会社と信託子会社、証券会社の信託子会社に対する業務制限は完全になくなり、2001年までには銀

⁽⁴⁾ 日本経済新聞社編:Q&Aビッグバン、日本経済新聞社、1997年、pp. 28~29 を参照。

行や証券会社に保険子会社の設立が認められ、その保険子会社に業務範囲の制限は設けない。さらに、保険会社に銀行、信託、証券の子会社設立も認められることになっている。保険会社による持ち株会社の場合には、相互会社と株式会社のケースでいくらかの相違がある。相互会社形態の保険会社が持ち株子会社を作ったうえで、銀行、信託銀行、リース会社、一般事業会社、証券会社などを傘下に置く川下持ち株会社と呼ばれる方式を導入し、一般事業、つまり福祉や健康関連の会社を傘下に置くことができる。しかし、株式会社形態の保険会社は、銀行が入らない持ち株会社、つまり、リース会社、一般事業会社、保険会社ならば傘下に入れるが相互会社形態は対象外となっている。さらに、金融監督庁が保険会社に対して傘下の兄弟会社の業務内容に関する報告を求めたり、場合によっては兄弟会社に立ち入り検査ができる。また、保険会社と兄弟会社の投資兼務することはできないばかりか、保険と金融商品を抱き合せた販売も禁止されている。

証券会社や保険会社が持ち株会社を作る場合は、事業部門をすべて現物 出資や営業譲渡の形で、新設する子会社に移し、既存会社が持ち株会社に なる抜け殻方式での設立しか認められていない。この場合、現行法では出 資する資産に土地などの固定資産が含まれている場合には、含み益の20% が課税対象になる。

これら持ち株会社に何ら制限枠もなく認めれば、旧財閥の再現になりかねない。そこで、1997年12月に施行された改正独占禁止法では、持ち株会社の設立にあたって、グループの総資産が3,000億円超になる場合に限って、公正取引委員会に届け出なければならない。改正独禁法では、(1)企業グループの規模が大きく、幅広い分野で有力企業を抱えている場合、(2)大規模金融会社と一般事業会社を傘下に所有している場合、(3)相互に関連性のある事業分野の有力企業を持っている場合には、持ち株会社は禁止される。持ち株会社の禁止例として、第1類型、すなわち、旧財閥型のケースで、持ち株会社の禁止例として、第1類型、すなわち、旧財閥型のケースで、持ち株会社の禁止例として、第1類型、すなわち、旧財閥型のケースで、持ち株会社の禁止例として、第1類型、すなわち、旧財閥型のケースで、持ち株会社の傘下企業が、鉄鋼(資産3,000億円超)、化学(同左)、商社(同左)、食品(同左)、機械(同左)、合計総資産が15兆円超である

ならば、持ち株会社の設立は認められない。しかし、大企業集団の主要グループ企業が総結集する場合を除いて、ほとんどのケースで持ち株会社の設立は認められることになる。第二類型、つまり、大規模金融機関タイプで、持ち株会社の傘下に、金融機関(資産15兆円超)、一般事業会社(同3,000億円超)のケースでは、同時に一般事業会社を傘下に持つことはできない。第三類型、つまり関連企業タイプで、持ち株会社の傘下企業が、タイヤ業界(第3位以内)、ガラス業界(同左)、自動車業界(同左)、鉄鋼業界(同左)、電機業界(同左)のようなケースでは、持ち株会社を持つことは禁止されている。しかし、有力会社をシェア10%以上または上位3位以内と定義し、持ち株会社を設立しやすいようにも配慮している。また、金融機関が他の会社の発行済み株式数の5%(保険会社は10%)以下しか保有できない5%ルールの適用除外に関するガイドラインも定めている。

金融機関の株式については無条件で保有できるようにしたため、金融持ち株会社を通じた金融再編制が促進されるだろう。そして、銀行持ち株会社の設立時に株式譲渡益課税や登録免許税の課税を免除する特例措置が認められる方針であるが、一般事業会社には認められない方向であるという。

持ち株会社は傘下の複数の事業会社の株式を所有する企業グループの中核となる会社であるが、自らは事業を行わない。持ち株会社は一般に事業多角化のリスクを分散でき、さらに人事や労務面の問題も起さずに、合併と同じ経営効果を発揮できるなどの利点がある。改正独禁法は事業支配力が過度に集中する持ち株会社を設立してはならないと規定されているが、それ以外の持ち株会社の設立は可能であり、これまで銀行、信託、証券、保険など、異業種産業として競争していた企業が、グループとして総合的な金融サービス集団として生まれ変わることは確かであろう。そして特色ある新商品を、われわれに次々と投入してくれることが期待できるだろう。また、各企業グループから発せられるディスクロージャを良く吟味し理解せねば、大きなリスクを被むることも確実である。

Ⅴ. 改正日銀法

1. 目的

- (1) 日銀はわが国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨および金融の調節を行うことを目的とする。
- (p) 日銀は銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な獲得をはかり、もって信用秩序の維持に資することを目的とする。

2. 通貨および金融の調節・理念

日銀は通貨および金融の調節を行うに当たっては、物価の安定をはかる ことを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とす る。

3. 日銀の自主性の尊重および透明性の確保

- (4) 日銀の通貨および金融の調節における自主性は尊重されなければならない。
- (r) 日銀は通貨および金融の調節に関する意思決定の内容および過程を 国民に明らかにするよう努めなければならない。

4. 政府との関係

日銀はその通貨および金融の調節が経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう 常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない。

改正日銀法は1998年4月から施行される。その最大のポイントは金融政策の最終決定権限が、日銀の政策委員会にあることを明記したことである。

⁽⁵⁾ 日本経済新聞社編:Q&Aビッグバン,日本経済新聞社,1997年,補足より参照。

5. 政策委員会の権限

次の通貨および金融の調節に関する事項は政策委員会の議決による。

- (4) 公定歩合,預金準備率などの決定または変更
- (中) 金融市場調節の方針などの決定または変更
- (ハ) その他の通貨および金融の調節に関する方針の決定または変更
- (=) 経済および金融の情勢に関する基本的見解などの決定または変更 そして、日銀の通貨および金融の調節に対して、独立性をもたせるため に、政策委員は9人で組織し、その内訳は審議委員6人と日銀総裁および 副総裁2人となっている。しかも、政策委員会の議長は委員の互選によっ て決定され、議長は政策委員会の会議を定期的に召集しなければならない。 従来、政府代表が政策委員会に常時出席していたが、改正日銀法では政 府が必要と判断したときに限定して出席することになった。

6. 政府からの出席

大蔵大臣または経済企画庁長官は必要に応じ、金融調節事項を議事とする会議に出席して意見を述べ、または、それぞれの指名する当該会議に出席させて意見を述べさせることができる。金融調節事項を議事とする会議に出席した大蔵大臣またはその指名する大蔵省の職員および経済企画庁長官またはその指名する経済企画庁の職員は、当該会議において金融調節事項に関する議案を提出し、または、当該会議で議事とされた金融調節事項についての政策委員会の議決を、次回の金融調節事項を議事とする会議まで延期することを求めることができる。

つまり、政府と政策委員会の意見調整では政府の権限を政策委員会の議 決を延期する権限にとどめ、金融政策の変更などをめぐる意見が対立して も、最終的には政策委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決する ことになっている。

日銀が独立性を維持し、真に開かれた存在をアピールするために、政策 委員会の議事要旨や議事録を公開することになった。

7. 議事録の公表

- (1) 議長は金融調節を議事とする会議の終了後,速やかに当該会議の議事の概要を記載した書類を作成し、金融調節事項を議事とする会議において政策委員会の承認を得て、これを公表しなければならない。
- (r) 議長は金融調節事項を議事とする会議の議事録を作成し、政策委員会が適当と認めて定める期間経過後に、これを公表しなければならない。

日銀は日銀法改正の施行前に議事録を公開する姿勢を示しているという。日本銀行が欧米における中央銀行と同様に2週間ごとに開かれる政策 決定のための政策委員会での議事要旨を公開し、国民に開かれた日銀の存在をホールドするうえで重要かつ必要である。日銀が信用秩序の維持に資するための業務を遂行するうえでも、また、国民が流布の罪を負わない行動をとるためにも、必要条件ではなかろうか。マスメディアを通じて国民に真実を知らしめるべき義務を持たねばならないのではなかろうか。

Ⅵ. 信用秩序の維持

改正日銀法において信用秩序の維持に資するための業務を、次のように 規定している。

日本銀行は、金融機関等において電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事由により、予見し難い支払資金の一次的な不足が生じた場合であって、その不足する支払資金が直ちに確保されなければ、当該金融機等の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合において、金融機関の間における資金決済の円滑の確保をはかるために必要があると認めるときは、当該金融機関に対し、一定の期間を限度として担保を徴収することなく資金の貸付けを行うことができる。大蔵大臣は、信用秩序の維持のため特に必要があると認めるときは、日本銀行に対し金融機関への資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために、必要と認められる業務を行うことを要請することができる。日本銀行はこの要請があったときは、当該要請に応じて特別の条件による資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために、

必要と認められる業務を行うことができる。

同時に、日銀は資金決済業務、国際金融業務などを行う金融機関との間で、金融機関の業務および財産状況について日銀が当該金融機関に立ち入って行う調査に関する契約を締結することができるという考査規定が組み込まれた。そこで、1998年4月に導入する早期是正措置によって、金融機関は一定の自己資本比率を維持しなければならなくなった。もし自己資本比率が維持できなければ、つまり、経営内容の悪い金融機関に対しては、監督当局から経営改善命令あるいは業務停止命令などの措置を受けることになっている。

早期是正措置は金融機関の自己責任原則を前提としているため、各金融機関は自ら資産内容をチェックし、必要に応じて不良債権の償却や引き当てを実施したうえで、自己資本比率を算出することになる。是正措置は3つの段階に区分されている。第一区分は国際的な業務を展開している銀行に対する国際決済銀行(Bank of Institutional Settlement)基準の8%未満、第二区分は国内基準を採用する銀行で4%未満、第三区分は0%未満の金融機関を対象に発動される。第一区分は経営改善計画の作成および実施命令、第二区分は増資計画の策定および総資産の圧縮など個別措置の実施命令、第三区分は業務停止命令が下されることになる。このように自己資本比率の水準によって新期業務への進出、店舗の新設の禁止、業務の一部か全部の停止命令を受けることになる。

大蔵省は国内基準の適用銀行に対して、通達で仮に 4 %に満たなくても、 猶予期間を認めている。その間に自己資本比率が上昇すれば業務改善計画 の実施命令を出さないとの特例を認めているという。また、特例では無担 保のものについて総資産から除外することができ、預金担保付きの貸し出 しは総資産からの控除を認め、劣後債は分子の自己資本に加えることがで きるとしている。こうすることによって見掛け上の総資産は小さくなり、

⁽⁶⁾ 日本経済新聞社編:Q&Aビッグバン,日本経済新聞,1997年,pp.66~69 を参照。

自己資本比率は大きくなるのである。総資産に対する自己資本の比率が低い金融機関は、1998年6月に発足する金融監督庁から業務停止命令などが発動される。しかし、仮に国内基準の自己資本比率が4%に満たなくても、1年以内に4%以上の経営改善計画を提出し、当局が妥当と認めれば業務停止命令などの発動は1年間猶予されることになる。一方、国際基準の銀行には国内銀行に認める猶予期間は適用されない。

早期是正措置の運営に当たっては、各金融機関が大蔵省に報告したり、 公表された自己資本比率や大蔵省の検査によってはじき出された自己資本 比率いずれかが基準を下回った場合に、大蔵省は是正措置を発動すること ができる。ただし、短期間に自己資本比率が改善することが明確な場合に は、例外的に是正措置を見送ることができる。また、合併などによって一 時的に自己資本比率が低下した場合や、すでに経営改善計画を実施してい る金融機関についても、特例扱いすることができる。

銀行各行は国際決済銀行 (BIS) 基準の自己資本比率の規制が強化されるなかで、貸付債券を売却して資産を減らし自己資本比率を高めようとしている。いわゆる債券の流動化である。債券の流動化とは企業が保有する売掛債権や銀行の貸付債権などの資産を証券化し、小口化して第3者に転売、流通させることである。債券流動化の手法には信託方式、譲渡方式などがある。信託方式は企業が保有している債券を信託銀行が受託し、その受益権を投資家に販売する手法である。譲渡方式は特別目的子会社が買い取った債権を小口化し投資家に販売する方法である。また、組合方式は資金を

⁽⁷⁾ 金融監督庁は金融機関の検査,監督権限を大蔵省から切り離し,総理府の外局に置かれる。つまり,これまで大蔵省が担当してきた銀行,証券,保険業の検査,監督,証券取引等の監督も引き継ぐ。行政改革により,証券不祥事を調査,告発する証券取引等監視委員会も監督庁の付属機関に移し,監督庁発足と同時に銀行,証券両局を大蔵省の金融局に改組し,金融制度の企画,立案業務を受け持ち,預金保険機構の監督権は大蔵省に残る。日本経済新聞社編:Q&Aビッグバン,日本経済新聞,1997年,pp.208~211を参照。

⁽⁸⁾ 日本経済新聞社編: Q&Aビッグバン,日本経済新聞社,1997年,pp.74~77を参照。

調達する企業が組合を設立し、その組合に投資家が出資し、債券から発生する配当を受け取るという手法である。

1997年6月から銀行の一般貸付債券の信託受益権が有価証券とみなされ、銀行や証券会社が販売できるようになり、機関投資家に限定されていた販売先の規制も緩和されている。1996年4月にはリース、クレジット債権など特定債券についても、資産担保証券(Asset Back Security)の発行、取り扱いが認められた。資産担保証券は企業が特定の資産を切り離して特別目的子会社に譲渡し、その資産を担保に特別目的子会社が有価証券を発行して投資家に販売する。類似の証券化商品として資産担保 CP (Asset Back Commercal Paper)があり、円建て資産担保 CP の国内販売も解禁されているという。

1998年3月期決算から始まる国際決済銀行の第二次規制に際し、銀行が保有する金融商品を市場性リスクに応じて見直す措置として、国際決済銀行の自己資本比率規制の運用で、企業が資金調達のために発行する CP の一部を銀行が引き受けた場合に、銀行の優良資産とみなせるようにする新しい基準がとられる。これまで企業向けの貸出しや CP は債務不履行(Default) の恐れがあるので、全額をリスク資産としていた。新しい基準では格付けの高い企業が発行した CP は、デフォルトの危険性が少ないため優良債券と位置づけることによって、銀行にとっては融資を CP に切り替えることでリスク資産を圧縮でき、自己資本比率を高めることができるということになる。

自己資本比率の算定基準も,現行では株式の評価について時価が薄価を 下回場合にその差額を評価損として計上する低価法を採用していたが,長 期保有を目的とする上場株式について原価法と低価法の選択制に切り替え

^{(9) 1998}年3月末から適用される2次規制は市場リスク規制で、デリバテイブ取引 の拡大を反映して、信用リスクのみでなく価格変動リスクに対しても十分な自己 資本の保有を求めているのである。算定基準は商品別に決められた個別リスクを 合わせて決められることになっている。

ることになっている。しかし、グローバル・スタンダードに合わせるならば、原価法が主流となっているのである。

金融機関が発行する優先株や劣後債を買い取って自己資本比率を向上させる対策として、金融機関の破綻に備える特別勘定を使って破綻した金融機関の受皿銀行の機能を拡充し、預金保険機構に金融危険管理勘定を新設して受皿銀行以外にも救済対象を拡大する。従来、預金保険機構に信用組合の救済に限定して、将来の財政資金の投入を担保とする政府保証であったが、預金者保護の対象をすべての金融機関に広げた。対象となる金融機関は都市銀行、長期信用銀行、信託銀行、地方銀行、第2地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などであり、政府系金融機関、外国銀行の在日支店は対象外となっている。保護される対象商品は預金、定期積金、掛金、元本補填契約のある金銭信託、貸付信託(ビッグを含む)であるが、対象外だが保護される商品は外貨預金、譲渡性預金、元本補填契約のない金銭信託(ヒット、スーパーヒットなどを含む)、割引金融債、利付金融債(ワイドを含む)となっている。

これら金融安定策に10兆円の要求払い型国債を交付する。この国債は無利子で譲渡は禁止されている。預金保険機構は金融機関から集める保険料や日銀借り入れで、当面の資金を調達するが、不足した場合には政府に現金投入を要求する。その場合、NTT株式の売却益を優先的にあてることになっている。また、預金保険機構の体制を強化する対策として、政府保証債の発行による資金調達を認めている。預金保険機構は日銀等から政府保証付き借入れて、最大20兆円の資金を確保し、整理回収銀行に委託して

⁽i) 預金保険機構とは、保険事故つまり金融機関の破綻が、発生したとき当該保険事故にかかる預金者に対して、その請求に基づいて保険金の支払いをするものである。しかし破綻時に戻ってくる預金が制されるベイオフ (Pay off) も始まる。ベイオフとは経営破綻した金融機関の預金を預金保険機構を通じて預金者に払い戻す制度である。その場合、払い戻し金額は預金の元本合計1,000万円が上限である。しかし大蔵省はベイオフを2001年3月まで全額保護する、ということを決定している。日本経済新聞社編:Q&Aビッグバン、日本経済新聞社、1997年、pp. 62~65 を参照。

優先株, 劣後債を購入する。購入にあたっては蔵相, 日銀総裁など有識者 7人による審査委員会が全会一致で決定し, 議事録は公開される。安易な 救済策にならないように, 金融機関の申請を受けて政府保証付き借入れのできる10兆円の公的資金で優先株, 劣後債などを購入する条件として, 健全性確保の計画を提出させる義務を負わせ, 債務超過に落入りそうな経営 不振金融機関は対象としないことになっている。この金融安定化法は2001年3月末までの時限立法として措置される。金融安定化法では, 公的資金による購入目的として, 個別金融機関の救済ではなく, 金融システムを守るための信用秩序の維持を掲げている。われわれ預金者も責任をもって預け先を決めなければならないし, 多種多様な金融商品に対する知識も知らねばならないことになる。すべてが自己責任ということになるのである。また, 各金融機関も不良債権, 3カ月以上利払いの滞った延滞債権, 貸出し先の破綻先債券, 金利減免債権, 経営支援先債権など, あらゆる情報を開示する義務を負わねばならない。

Ⅷ. 改正外為法

1998年4月1日に、従来の「外国為替および外国為替管理法」は、「外国為替および外国貿易法」に改められ施行される。改正外為法によって、外国為替業務の自由化を行うため、外国為替公認銀行、両替商、指定証券会社の各認可制度が廃止される。今回の改正外為法は、わが国の為替管理制度を国際的な標準方式に歩調を合わせて、対外取引を自由化するのが目的である。従って、金融機関の海外支店設置などに関する大蔵省による認可も廃止される。また、外国為替公認銀行に課されていた為替持高規制も廃止される。しかし、海外への送金業務や外貨による決済システム業務は銀行しか扱えないということが依然として残るのである。

対外的支払いについて、「銀行その他の政令で定める金融機関は、その 顧客の支払等が許可を受ける義務が課されたものである場合等について、 当該許可を受けていること等を確認した後でなければ、その支払い等に係 わる為替取引を行ってはならないこととし、郵政官署が行う為替取引についても準用する。また、銀行等は、その顧客と本邦から外国へ向けた支払に係わる為替取引を行おうとするときは、あらかじめ、当該顧客の真偽を確認するよう努めなければならないこととし、郵政官署が為替取引を行おうとする場合および両替業務を行う者が両替を行おうとする場合についても準用する」ことになっている。

対外的な支払いを自由化する見地から、異なる国の間で銀行を通さないで行う相殺、多数国間で行うネッティング(清算相殺)を含めて、完全に自由化される。また、デリバテイブ取引に関する一括清算手続きも自由に行うことができるのである。しかし、海外送金を担当する銀行、郵便局などに対しては、有事規制が発動された場合、適法性確認義務、マネーロンダリング防止の見地から設けられた海外送金者について、本人確認義務が課せられている。

そこで、ある種の取引について一律に許可や事前届出の対象となる非裁量的規制および有事規制が課されてる。非居住者との間で鉱山物の加工その他これに類するものとして、政令で定める役務取引を行おうとするときは、主務大臣の許可が必要である。役務取引とは、資本取引、技術導入契約を除く工事請負、コンピューターソフトなどシステム設計、保険、運送などであり、仲介貿易も一種の役務取引として扱われている。また、国の安全を損なうなどのおそれがあるものとして、政令で定める対内直接投資を行おうとする非居住者は、事前に大蔵大臣と事業所管大臣に届け出なければならない。対内直接投資とは、外国人による日本企業の経営に参加することをめざすような取引をいうのである。外為法は投資対象の株式が上場企業か否か、投資の規模はどれくらいかなど、客観的な基準を設定して、一定の要件に該当するものを対内直接投資として扱っている。外国企業による在日支店の開設、支店の業務目的の実質的な変更も対内直接投資に含

⁽ii) 日本経済新聞社編:Q&Aビッグバン、日本経済新聞社、1997年、補足を参照。

⁽¹²⁾ 高月昭年著:改正外為法,金融財政事情研究会,1997年,pp. 11~14 を参照。

めている。なお、非居住者との間で工業所有権その他の技術に関する権利 の譲渡等を行おうとする場合、これが国の安全を損なうなどのおそれがあ るものとして、政令で定めるものに該当する場合は、事前に大蔵大臣と事 業所管大臣に届け出なければならない。技術導入契約とは、工業所有権、 その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用権の設定、事業経 営に関する技術指導などである。特許権の譲渡も技術導入契約である。

有事規則の対象要件は、わが国が締結した条約、その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき、わが国の国際的信用を維持するために必要があると認めるとき、わが国の国際収支の均衡を維持するために必要があると認めるとき、外為法または外為法に基づく命令規定の確実な実施を図るために必要があると認めるとき、自国通貨の外国為替相場に急激な変動をもたらすとき、わが国と外国との間で大量の資金移動により金融市場または資本市場に悪影響を及ぼすとき、わが国の経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすとき、国際的な平和または安全を損い、公の秩序維持を防げるときなど、いずれの場合においても、有事規制の発動は、あらかじめ制定された政令に基づいて行わなければならないことになっている。

資本取引について、許可または事前届出を要するとされている資本取引について、原則として許可または事前届出を不用とするとともに、大蔵大臣および通商産業大臣が許可を受ける義務を課することができる要件等に関し所要の規定の整備を行う。特別国際金融取引勘定において経理される取引または行為の対象として、非居住者が発行する証券の非居住者からの取得等を加える。対外直接投資について、大蔵大臣が内容の変更または中止を勧告できる場合の要件を限定するとともに、所要の規定の整備を行うことになっている。資本取引については、有事における許可制を除いて完全に自由化される。また、居住者が外国の銀行に預金したり、信託口座を

⁽³⁾ 日本経済新聞社編:Q&Aビッグバン,日本経済新聞社,1997年,補足,および,高月昭年著:改正外為法,金融事情研究会,1997年,p.3 を参照。

設定,外国銀行からの借入れなどが自由になる。さらに,居住者間での外 貨建て決済もできるようになり,ドルショップを開設したり,外貨建て金 融商品の販売もできるようになる。また,居住者が海外預金を用いて外国 証券を外国の金融機関から購入することにも制約がなくなり,非居住者に よる居住者からの国内証券の取得についても制約がなくなる。しかし,こ れら取引について一定の金額を超えれば事後的報告義務がある。非居住者 による国内債券の発行,居住者による外債の発行についても事実上事後報 告で足りることになる。

改正外為法は国際収支の均衡と通貨の安定、わが国経済の健全な発展に 寄与することを目的としており、外国為替、外国貿易、その他の対外取引 が自由に行われるようにすることが、改正外為法の目的を達成するための 基本的概念である。そのためには対外取引に対して最小必要限度の管理調 整を行うことである。

このように、あらゆる企業が自由に外為業務を営むことができる。外貨 決済の多い商社などは、銀行を通して外為業務を行う必要がなくなり、手 数料の支払もなくなる。わが国の本店と海外の支店間で外貨をプールし、 異なった国との間での支払にあてることができるのである。また個人にとっても、コンビニエンス・ストアーやスーパー、または、百貨店などが外 為業務に参入すれば、外貨の両替の選択肢も増すことになり、旅行の申込みと同時に外貨交換が可能になり、また、旅行後の外貨の残金で買い物ができるようにもなる。個人にとっても、外貨交換が多様化すれば、交換手数料も大きく引下げられる結果をもたらすだろうというメリットが生ずる。さらに、通信販売やインターネットなどの使用で、海外商品の購入、また海外債券の購入および代金の支払も、海外の銀行口座から引き落したり、多種多様な取引の可能性が考えられる。このように規制を緩和することによって、つまり自由な市場経済取引に移行することによるメリットは大なるものがある。ただし、競争市場の激化によって厳しい波濤のなかに沈む企業も出現することは確かであり、そのためにはあらゆる情報をキャ ッチし、整理し、利用する能力が要請されることも確実である。それは企業のみならず個人も同様であることを肝に命じていなければならない。損すれば得する。得すれば損する。フィフティ・フィフティで終わればよいが,そう簡単に動かない市場経済社会の出現が目前に迫っているのである。

Ⅷ. 電子マネー

電子マネーとは証票,電子機器その他の物に電磁的方法により記録されている金額の情報が,当該金額に相当する財産的価値が当該証票等に貯蔵されていることを示す情報であって,不特定または多数者相互間での支払いのために使用することができるものと,外国為替および外国貿易法に定義しているという。最近,急速に普及してきたのがインターネットやイントラネットなどオープンなコンピューター・ネットワークである。いまや世界的規模で普及し、利用されているにもかかわらず,わが国ではやっと小地域での実験が始まったばかりで,欧米先進諸国に大きく水を開けられている。このネットワークの活用は,単に情報のやりとりをするだけでなく,ショッピングやビジネスに,世界のどこからでも取引でき,決済できるという電子商取引および電子決済を,インターネットを通じて世界的に24時間体制で飛び交うものとして広く利用しようというものである。

電子マネーには、ネットワーク型と IC カード型があり、ネットワーク型はクレジット・カード方式と仮想マネー方式がある。クレジット方式は実際の決済に従来のカード・クレジットを利用するものであり、仮想マネー方式はネット上にれっきとした価値を持って流通させるものである。IC カード型はいわゆる電子財布と称されているものであり、ネットワーク型と IC カード型を組合わせた実験も進められているという。電子マネーは交換、支払い、信用、価値保蔵という通貨の機能を備えているものである。流通面からの電子マネーはクローズド型とオープン型がある。ク

⁽⁴⁾ 高月昭年著:改正外為法,金融財政事情研究会,1997年,p.109 を参照。

⁽¹⁵⁾ 高月昭年著:改正外為法,金融財政事情研究会,1997年,pp. 52~57 を参照。

ローズド型は発行体、消費者、加盟店の間で決済が完結するもので、電子 マネーを得た加盟店が発行体に戻し現金化するものであり、オープン型と は電子マネーが現金通貨と同様に発行体,消費者,商店を転々とするもの である。このようなシステムで行われる電子決済には資金を移動させるた めに本人を確認する技術が、大きな障害もなく遂行されねばならないので ある。そのためには電子決済や電子マネーの不正使用を防止する安全性の 確立が不可欠であり,主要な情報を安全かつ確実に送ることが必要である。 セキュリティ確保が電子マネーを普及させる健である。それは暗号技術で あり、送信者が主要情報を暗号化して送り、受信者が暗号をもとに戻して 使用するというものである。暗号技術には公開カギ方式と共涌カギ方式が ある。公開カギ方式はネットワークの参加者がすべて公開カギと秘密カギ をもち,公開カギは誰でもが利用できるようにしておき,秘密カギは本人 以外に利用できないようにしておくシステムである。共通カギ方式は送信 者と受信者が同じ秘密のカギを共有するものであり,特定の相手との情報 のやり取りのみに利用できるシステムがある。しかし、これらの方式も完 壁なシステムではない。公開カギ方式は安全性は高いが、扱いが繁雑で暗 号化、復元化に時間がかかる。安全性を高めようとすればするほど、その 作業は複雑になる。また,共通カギ方式は管理や暗号化などは容易である が、いったんカギを破られたり盗まれたりすると、すべてのデータが盗ま れるという危険性がある。そこで秘密カギで情報を送るデジタル署名方式 やプライバシー保護に有効なブラインド署名方式などの技術が注目されて いるということである。

現在のように日常的にインターネットが行き交う社会において、受発注 や現金のやりとり、個人情報が不正に盗聴されたり、書き換えられたりす れば、経済的にも社会的にもその影響は大きい。現在、国際標準の暗号技 術が将来も安心して使えるかどうか疑問視されている。このことが新しい 暗号の開発の原動力になっている。現在、インターネットなどで広く使わ れている暗号 RSA を超える技術がわが国の NEC が開発した超楕円暗号 と呼ばれるものである。この超楕円方式は RSA よりも解読されにくく、暗号化や暗号文を元に戻す処理に要する計算量が少ないのが特徴だという。 RSA を超える性能を持つ楕円暗号は楕円曲線と呼ばれる方程式を解く難しさをよりどこにしているというのである。一般に、暗号を元に戻すカギが長くなればなるほど、暗号文を盗聴されても解読までにカギの候補数が増える。従って、カギは短いほど暗号化とその解除に要する処理量が少なくて済むというのである。

最後に現在使用される電子システムを紹介しよう。

(1) ファースト・バーチャル方式

米国のファースト・バーチャル・ホールディング社が開発した電子決済システムでクレジットカードを利用している。このシステムは、消費者があらかじめ電話か FAX でファースト・バーチャルの決済センターに氏名とクレジット番号を登録した ID 番号を発行してもらう。以後の取引はこの ID 番号を使う。オンライン・ショッピングで欲しい商品を見つけると注文の品物と ID 番号を電子メールで送信する。店からファースト・バーチャル社に照会が行き、ファースト・バーチャル社から消費者に購入意思の確認が行われる。問題がなければ、ファースト・バーチャル社は消費者と契約しているクレジット会社や金融機関に専用回線を使って、支払い請求が行われる。決済にはインターネットではなく、別の専用回線を用いる。

(2) サイバー・キャッシュ

サイバー・キャッシュ社が提供する電子決済システムである。決済手段としてクレジット・カードを使うが、決済時に暗号キーを利用する。システムを利用するためには、消費者が自分のパソコンにサイバー・キャッシュの決済ソフトを無料でダウンロードする。これによってクレジット・カード番号が自動的に暗号化される。この暗号システムは RSA データ・

⁽¹⁶⁾ 高月昭年著:改正外為法,金融財政事情研究会,1997年,pp. 58~67 を参照。

セキュリティ社の公開カギ方式を採用している。オンライン・ショッピングで消費者が商品を発注すると、店はクレジット・カード番号などのデータの確認をサーバー・キャッシュ社に要請し、クレジット会社や金融機関との間で信用照会などが行われる。問題がなければ、金融機関から商店に代金が振り込まれ、商品が発送される。

(3) 8キャッシュ

デジ・キャッシュはオランダのデジ・キャッシュ社が考案したネットワーク対応の完全な仮想マネーで、インターネット上の仮想銀行に口座を設け、eキャッシュと呼ばれる仮想マネーでオンライン・ショッピングを行うものである。eキャッシュはプライバシーの保護に重点が置かれ、ブラインド署名方式が採用されている。そのために、いったん現金を電子マネー化すれば、インターネット上で本当のお金のように流通させることができ、有効期限を設けることで偽造防止を行っている。利用者はまず現実の銀行に預金する。その信用を背景として預金の一部をeキャッシュに換金し、パソコンにダウンロードする。これでオンライン・ショッピングのお金を手にしたことになる。一方、商店側も現金をeキャッシュに換金する。これにより現金の買い物と同様にお釣ももらえる。

(4) モンデックス

モンデックス社はイギリスのナットウエスト銀行とミッドランド銀行が 共同で開発したモンデックスと呼ばれる IC カード型電子マネーの発行企 業である。利用者はモンデックス対応の ATM あるいは対応型の公衆電話 を使って現実の銀行口座から IC カードへ現金を移す。現在の店舗で買い 物をする場合,その店に備えられている読み取り機に IC カードを通して 代金を引落す。買い物をするたびに残高が減少するから,不足すれば何回 でも自分の口座にアクセスし,現金をカードに移すことができる。この IC カードを電子財布と呼んでいる。このシステムはオープン性で読み取 り機があれば,個人間でも現金移動ができ,電話やパソコンを使って入金, 送金も行える。

(5) わが国の事情

住友銀行は1997年1月にホームページに仮想店舗を開き、パソコンで振 込や残高照会ができるようにしている。

富士銀行は同年3月にインターネット上にサーバー・バンクを開設し、パソコン画面で振込や口座確認ができるほか、オンライン・ショッピングの買物代金を自分の銀行口座から直接引き落すころができる。

東京三菱銀行と第一勧業銀行は三菱総合研究所と共同で電子小切手を振り出せるサービスを開始した。先に一連の手続きを行なっていればパソコン上で決済できる。

NTT データ通信は電子バンキングのソフトウエアを開発した。このシステムは複数の銀行口座にまたがって、送金や入金なども1台のパソコンで処理できるものである。

IX. あ と が き

われわれはこれまで日本型ビッグバンのの概略を走って来た。このことから直観的に感じ得ることは、1998年3月末をボーダーラインとして大きく変革する様想を呈してきた。また、これを境に変らねばならないところまで追込まれているというほうが適当であろう。1984年8月における日米円ドル委員会の基本的合意による金融自由化の波と異なり、自由市場経済社会の怒濤のなかで大改革をせまられている。如何なる障害があろうとも、その前面にはだかる壁を突き破り前進しなければならない。日本型ビッグバンによる金融の完全自由化にともない、業務の相互参入が認められる。そして持ち株制度も認められ、改正外為法による外貨業務も自由に取引されるようになった。海外銀行への預金、外貨による販売も自由になり、インターネット、イントラネットの世界的普及によって、閉鎖的な保護体制

は壊滅し、オープン体制へと急勾配のカーブを切っている。電子商取引、電子マネー、電子決済システムは、急速に普及することも確実である。現在、欧米先進国では株式市場での株式売買に使用されており、株式市場における高潮性が指摘されている。このような電子システムの拡張とともに、暗号技術の開発も暗号解読の困難なものが、次から次へと国際的協力によって開発されるだろう。こうした時代の潮流に乗り得るための能力開発が要請されているのである。経済社会の進展のスピードに対して、日本政府、とりわけ与野党の政治劇は、コミック的映像としか目に入らない。まさしく小さな国取り物語である。国民のため、国民の求めといいながら、何ら国民の福利厚生に役立つ行為行動は視野に入らない。我利我欲にしか映らないのである。今日も悲哀の雲が霞ガ関にただよっている。

本稿をまとめるにあたり、私自身が40年余り日本経済新聞を講読し続けた効果か、1997年から今日までの日本経済新聞の記事に、おんぶにだっこされたことに多大の感謝の意を表する次第である。今後、自己責任主義の経済体制にシフトするのであるから、あらゆる業界のディスクロージャーをも掲載し、われわれに刺激を与え、勉強せねばならない方向に役立つことを期待し、擱筆したい。本稿内における誤謬はすべて私の責務であり、不勉強無能力のためである。諸兄氏の叱責を受けながら御指導いただくことを希望している次第である。

(January 14, 1998)

参考文献

- 1. 島村高嘉著, 図解金融入門, 東洋経済新報社, 1996年
- 2. 日本経済新聞社編,Q&Aビッグバン,日本経済新聞社,1997年
- 3. 仁科剛平著,マネーのしくみ,日本実業出版社,1997年
- 4. 高月昭年著, 改正外為法, 金融財政事情研究会, 1997年
- 5. 呉 文二, 島村高嘉著, 金融読本 (第21版), 東洋経済新報社, 1996年
- 6. 蠟山昌一編, 証券市場読本, 東洋経済新報社, 1997年
- 7. 黒田 巖編, わが国の金融制度, ときわ総合サービス株式会社, 1997年